

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年 5月27日(月) 8時59分から9時28分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(12人・議席番号順)

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	又 村 克 茂
委員	10人
4. 欠席委員 4人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 6 議案1 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 7 議案2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案3 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 1 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 2 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。2 番野崎委員、5 番畠山委員、1 0 番宮森委員、1 1 番本元委員より欠席の連絡が来ています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 7 番上田委員、8 番伊藤委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。 報告第 1 号については、報告済・承認とします。
議 長	議事日程 5 番、報告第 2 号、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 2 号、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について報告します。報告第 2 号の別紙様式 2 の 1 ページをご覧ください。 1 番、農業の概要、耕地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計の耕地面積、経営耕地面積は農林業センサスに基づく数値です。農地台帳

面積は台帳上の農地の面積です。総農家数、農業者数、認定農業者数昨年より減となっています。

2番、農業委員会の現在の体制について、平成29年度より新制度に基づき農業委員を選出しています。昨年は任期満了により新しい農業委員に変わっております。

2ページ、II番、担い手への農地の利用集積・集約化、1番現状及び課題、集積率は83.2%、昨年度より若干ダウンしています。2番、令和5年度の目標及び実績について、目標達成はできませんでしたが、集積率は平均の数字を上回っております。3番、目標の達成に向けた活動ですが具体的に農業委員の具体的な活動日としてあっせんを行った日を記しています。

4番、目標及び活動に対する評価、5年度は新規実績の目標面積は上回れませんでした。

3ページIII番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、1番現状及び課題で5年度の新規参入者は、2件、さんとさんです。

3、目標の達成に向けた活動ということで農業委員の更新時期ということもあり、農業委員研修等への参加、農業者年金研修会に積極的に参加いただきました。また2月には畠山委員が中心となって農業事業者向けの法律相談会を開催し、全国農業新聞の取材等もあり新たな活動推進が行われた1年でもありました。

4ページIV番、遊休農地に関する措置に関する評価で令和5年度は新たな遊休農地の報告はありませんでした。

5ページV番、違反転用はありませんでしたが、5条転用で転用許可後の進捗状況、完了報告を提出しない業者が何件かあることから引き続き指導が必要と考えられます。

6から7ページVI番については、年度の件数で特に申し上げることはございません。

農業法人についても年度内に全法人が報告書を提出いたしました。

8ページVII番についても特にありません。VIII番事務の実施状況の公表

	等について、議事録はホームページ公表済です。活動計画の点検・評価の公表は6月中に公表することを義務付けられているので総会終了後アップしていく予定です。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。
	報告第2号については、報告済・承認とします。
	議事日程6番、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請
	について事務局に説明を求めます。
説明員	議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明
	します。今月は1件です。
	1番、南滝の川 番、現況「畑」628㎡、「田」531㎡、申請者 さん、
	転用面積1,159㎡、農用地区域内で転用目的は農業用乾燥施設の建築
	です。土地の名義人である さんの同意を得て、転用する農地の他、
	隣接する宅地及び雑種地を分筆し、敷地の合計面積は1,297.58㎡となっ
	ています。経営規模の拡大に伴い、現在の施設では処理能力に限界があ
	り、重ねて老朽化が著しいことから施設を新設するものです。別添資料
	1に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。以
	上、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力
	もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので
	審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、許可申請は許可
	相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第1号については、原案のとおり決定いたします。
	議事日程7番、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申
	請について事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転4件です。 1番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 217 m²、第一種低層住居地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。除雪の雪捨て場がないことから、申請者は自宅敷地に隣接する申請地を雪捨て場として使用するため、当該農地を取得することとなりました。別添資料3に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2番、東町 番、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 326 m²、第一種中高層住居地域内、転用目的はモデルハウスの建築です。申請者は市内においてモデルハウス事業を計画するため当該農地を取得することとなりました。別添資料4に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 3番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 91 m²、第一種中高層住居地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。除雪の雪捨て場がないことから、申請者は自宅敷地に隣接する申請地を雪捨て場として使用するため、当該農地を取得することとなりました。別添資料5に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 4番、新町3丁目3番20、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 723 m²、準工業地域内、転用目的は駐車場の造成です。申請者は不動産賃貸業を営営していますが、事業拡大により来客が増え、現在の駐車場では手狭になってきたこと、新たに月極駐車場としての利用も計画していることから当該農地を取得することとなりました。別添資料6に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 以上1番から4番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められ
-------	--

	ますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可
	相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程 8 番、議案第 3 号、現況証明願について審議を求めます。事
	務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、現況証明願について説明いたします。今月は 1 件です。
	1 番、新町 番、登記簿地目「畑」、合計面積 762 m ² 。所有者及び申
	請人は、 さんです。現況、農地以外「宅地」として利用されていま
	す。昭和 45 年に農地取得後、資材倉庫を建築しましたが、地目変更が
	行われないうまま、現在倉庫は解体されて更地となっています。申請者は
	申請地の売買を検討しているため、今回の届出となりました。現況につ
	いては備考欄のとおり、3 名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところ
	です。以上審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第 3 号について、許可申請は許可相当
	とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については、原案のとおり決定とします。
	本日の議案については、以上でございます。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願い
	いたします。
各 委 員	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事予定について資料に基づき報告)

議 長	第12回総会は6月27日ということで決定します。 以上をもちまして、第11回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（9：28）
-----	---